

鳥栖市で“コンベンション”を開催しませんか！

(学会・会議・スポーツ競技会など)

～鳥栖市コンベンション等開催補助金制度の御案内～



鳥栖市では、交流人口の拡大による地域の活性化を図ることを目的に、鳥栖市内及び近隣の市町内でコンベンション等を開催し、市内の宿泊施設へ延べ50人以上宿泊した場合に、延べ宿泊客数に応じた額を主催者に対し補助いたします。

■コンベンション等とは■

鳥栖市では、次のいずれかに該当するものをコンベンションとしています。

- (1) 学術研究団体が主催する学術研究の発表及び討論のための集会・総会等
- (2) 各種団体が主催する総会、大会、会議、催事等
- (3) 各種スポーツ団体が主催する競技会及び合宿 など

■補助金交付の対象となるもの■

補助金の交付対象となるコンベンション等は、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 市内又は市内及び近隣の市町内で開催されること
- (2) 市内の宿泊施設を利用すること
- (3) 参加宿泊者数が延べ50人以上であること

■補助金交付の対象外となるもの■

次のいずれかに該当するコンベンション等は、補助金交付の対象外となります。

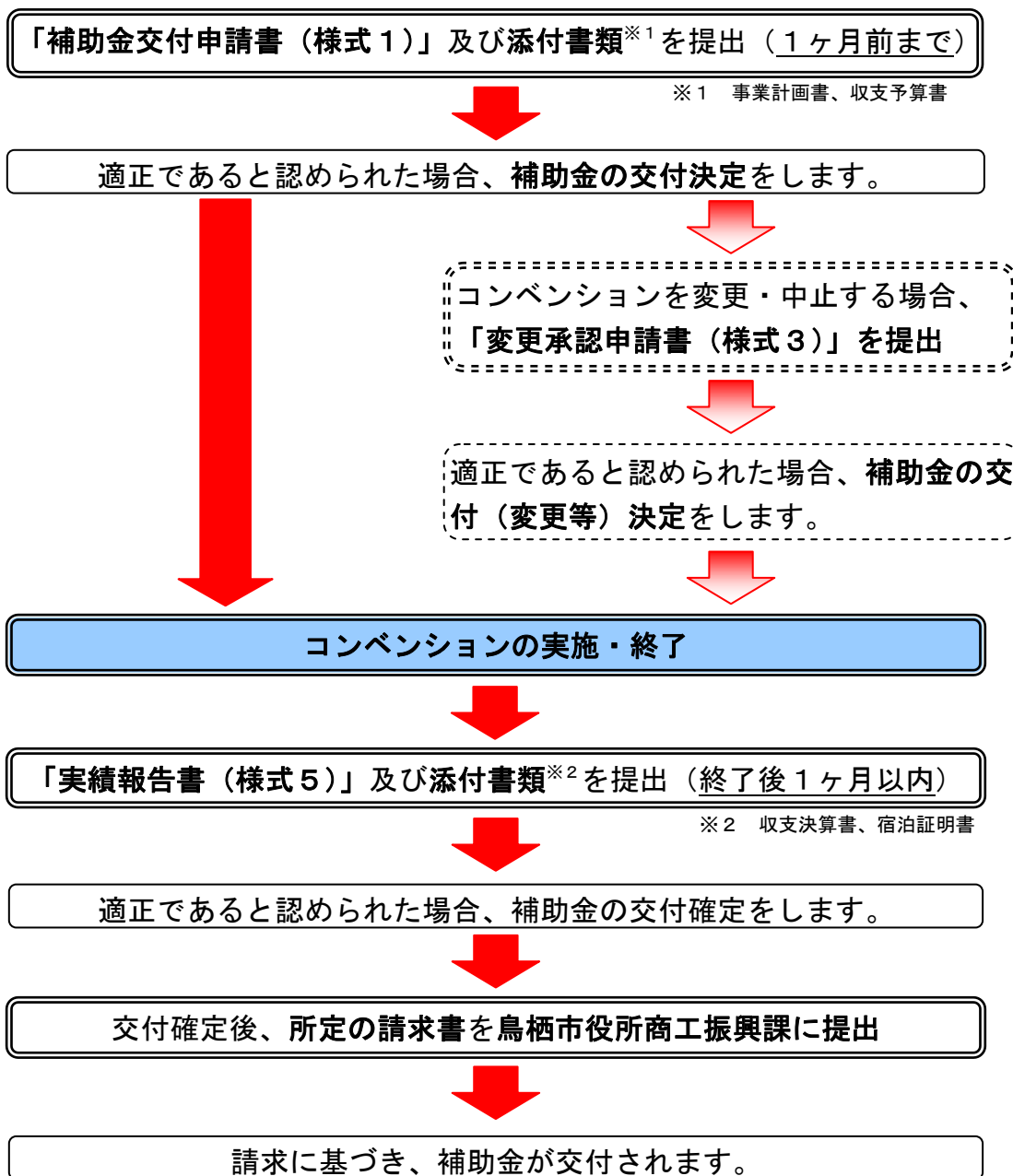
- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4) 市から他の補助金の交付を受けているもの など

■補助金の額■

延べ宿泊者数	補助金額
50人以上 100人未満	50,000円
100人以上 200人未満	100,000円
200人以上 300人未満	200,000円
300人以上 400人未満	300,000円
400人以上 500人未満	400,000円
500人以上	500,000円

■補助金申請の流れ■

申請は、コンベンション開催の1ヶ月前までに提出してください。
詳しくは、鳥栖市役所商工振興課にお問合せください。



■申請書の様式■

申請等を行うための様式は、鳥栖市役所商工振興課に設置しています。
また、鳥栖市役所ホームページのオンラインサービスからもダウンロードできます。
* 鳥栖市役所のホームページ <http://www.city.tosu.lg.jp/>

■申請・問い合わせ先■

鳥栖市役所商工振興課商工観光労政係
TEL 0942-85-3605
FAX 0942-83-3095
E-mail syoukou@city.tosu.lg.jp



鳥栖市イメージ
キャラクター
とっとちゃん